

| | |
|------|---------------|
| 研究区分 | 教員特別研究推進 教育推進 |
|------|---------------|

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------|-------|------------|----|-------|
| 研究テーマ | 学生に対する法教育のあり方に関する予備的検討：実践的法教育の有用性 | | | | |
| 研究組織 | 代表者 | 所属・職名 | 国際関係学部・講師 | 氏名 | 石川 義道 |
| | 研究分担者 | 所属・職名 | 国際関係学部・准教授 | 氏名 | 坂巻 静佳 |
| | | 所属・職名 | | 氏名 | |
| | | 所属・職名 | | 氏名 | |
| | 発表者 | 所属・職名 | 国際関係学部・講師 | 氏名 | 石川 義道 |

| | |
|-----------------|--|
| 講演題目 | 学生に対する法教育のあり方に関する予備的検討：実践的法教育の有用性 |
| 研究の目的、成果及び今後の展望 | <p>① 本研究の目的</p> <p>大学入学を機にバイトや一人暮らしを開始する学生は多い。社会との接点が増えるなかで、学生がブラック・バイト、学内外でのハラスメント、各種犯罪に被害者（又は加害者）として巻き込まれる事例は後を絶たない。また就職活動のなかで（さらには就職後も）企業側のルールに振り回される学生は少なくない。これらを鑑みると、法学系学部又は非法学系学部であるかを問わずすべての学生に、社会における諸問題から自らの身を守る手段として法的知識と素養を習得する必要があるといえる。ここでは「法曹育成」を前提とした従来型の法学教育に加えて、「学生・市民」を念頭に置いた新しい法学教育が求められている。</p> <p>そこで本研究においては、国際関係学部を含むいわゆる「非法学系学部」の学生に対し、外部講師による法律に関する講義・講演を Zoom 形式で実施し、それに対するオンライン・アンケート調査等を通じて、「学生・市民のための法学教育」のあり方を検討することにある。</p> <p>② 本研究の成果</p> <p>労働法、著作権法、憲法について、本学学生・教職員及び／又は市民に対して、以下の講演会を開催し、参加者に対してアンケートを実施した。</p> <p>2021年6月4日「知っておきたいワークルールの基礎知識」（静岡大学人文社会科学部 本庄淳志氏）</p> <p>2021年6月18日「著作権法の基礎知識」（帝京大学外国語学部外国語学科 澤田悠紀氏）</p> <p>2021年11月5日「感染症と憲法」（千葉大学大学院専門法務研究科 大林啓吾氏）</p> <p>アンケート調査によれば、いずれのテーマも参加者の関心は高く、学生のニーズに即したものであったと評価できる（とりわけ現在我々が直面している感染症の問題と憲法の関係（第3回実施）については、参加者から強い関心が示された）。知らないことは知らないことさえ気づかないのであり、他分野についても講演等を通じて興味・関心を喚起していく必要があるといえる。</p> <p>③ 今後の展望</p> <p>アンケート調査の結果を踏まえて、来年度も法律に関して外部講師による講義・講演を実施していくことを検討している。</p> |